

## 年金のはなし



**保険料納付猶予制度の対象が、50歳未満まで拡大されています**

所得が少ないときや失業等により保険料を納めることができない場合には、本人の申請によって、保険料の納付が免除される制度があります。

その中の一つとして、「保険料納付猶予制度」がありますが、昨年7月から、対象が30歳未満→50歳未満に拡大されています。

昨年7月までの「若年者納付猶予制度」は、世帯主の所得が多いために免除制度に該当しない場合でも、30歳未満の方を対象に本人及び配偶者の前年の所得が一定基準以下の際に限り、申請により保険料納付が猶予されるものでした。

このたびの対象の拡大により、50歳未満の方が求職中、失業中等で収入がない（少ない）場合、申請によって保険料の支払いが猶予されます。

納付猶予制度では、本人と配偶者の所得が審査されますが、世帯主（同居している親など）

### 保険料免除・納付猶予制度

①免除  
(全額免除・一部免除)

②納付猶予

③学生納付特例

の所得制限はありません。

また、免除申請と同様に、失業等の理由がある場合には、必要書類を添付することで所得審査がなくなります（特例申請）。

### 【対象となる期間】

対象年齢が50歳未満となるのは、平成28年7月分保険料からとなります。

平成28年6月以前の保険料については、引き続き30歳未満の方のみが対象となります。

支払いが困難な場合には、保険料を未納とせずにご相談ください。

詳しくは、旭川年金事務所（0166-27-1611）または役場保健福祉課戸籍担当までお問い合わせください。

保健福祉課戸籍担当

電話 56-2123

## e-TAXで確定申告される方は 電子証明書の有効期限をご確認ください！

昨年1月から電子証明書が標準的に搭載されたマイナンバーカードの交付が開始されています。

住民基本台帳カードの電子証明書は、有効期間満了日まで利用することができますが、それ以後は、マイナンバーカードの交付（無料）を申請いただく必要があります。

現在、マイナンバーカードの交付にはおおむね2ヶ月以上の時間を要します。平成29年分の確定申告等で電子証明書を利用する場合は、早めに申請してください。

※本年4月1日から来年3月31日までに、住民基本台帳カードの電子証明書の有効期間が満了する利用者にはハガキによる通知がされていますので、ご確認ください。

■お問い合わせ 保健福祉課戸籍担当 電話 56-2123

## 占冠村の放射線量の状況（10月）

測定日 10月11日

【単位：マイクロシーベルト毎時】

測定場所	測定時間	天候	測定値	測定場所	測定時間	天候	測定値
占冠中央小学校グラウンド	9:30	雨	0.043	占冠保育所グラウンド	9:35	雨	0.044
双民館グラウンド	9:50	雨	0.071	トマム学校グラウンド	10:45	雨	0.064
占冠地域交流館グラウンド	10:10	雨	0.061	トマム保育所グラウンド	10:50	雨	0.038

※北海道の空間放射線率モニタリング結果（上川総合振興局0.0209～0.0900）と比較して平常レベルと判断されます。

「北海道の空間放射線率モニタリング結果」は、下記のホームページで公開されています。

「環境放射線測定結果【北海道立衛生研究所】」 <http://www.iph.pref.hokkaido.jp/>

■お問い合わせ 総務課総務担当 電話56-2121



### ストーブ火災に注意を！！



寒い冬の生活に欠かせないのが暖房器具です。暖房器具とは、石油ストーブや電気ストーブのことで、村民の方も必ず使用していると思います。使用方法も、ボタンを押すだけなど、簡単なものが多く、昔から使い慣れているからこそ、不注意による火災も多く発生しています。

幸いなことに占冠村では、近年ストーブでの火災は発生していませんが、全国的には多い傾向です。消防ではストーブの使用方法について注意を呼びかけており、今回はストーブ火災を防ぐポイントをお知らせします。ぜひ、ストーブによる火災防止に心がけてください。

#### 救急出場状況（9月分）

一般負傷	2件	(1人)
転院搬送	1件	(1人)
急病	14件	(14人)
9月計	17件	(16人)
累計	174件	(161人)

※（ ）内は搬送人員

#### ストーブ火災を防ぐポイント

- 就寝時や外出時は必ずストーブを消しましょう。
- ストーブの周りに物を置かないようにしましょう。
- 洗濯物を乾かすために使わないようにしましょう。
- 給油は必ず火を消してから行いましょう。
- ストーブを布団やカーテンの近くに置かないようにしましょう。

富良野広域連合 富良野消防署占冠支署 ☎56-2119

## 冬道にはさらに安全運転を心がけて！ ドライバーの模範となる交通安全表彰に2名受賞

### 冬道の走行に 注意しましょう！

●交差点は車から発生する熱で路面の雪氷が解けて、表面に水が浮き非常に滑りやすい状態になります。交差点とその周辺に注意してください。

●小さい凸凹でも、車輪に様々な方向から力が加わり、急に横滑りやスピニングが起る可能性があります。

●橋やトンネルの出入り口付近は、ブラックアイスバーンになっていることがよくあります。安全なスピードで走行しましょう。

●吹雪で視界が悪いときは、相手に自分の存在を知らせることが大切です。ライトの点灯、スピードダウン、車間距離を十分取りましょう。

●トラックなどの大型車が巻き上げる雪煙で視界が悪くなります。すれ違う時や追い越される時は、ワイパーを早めに作動し、減速しましょう。

●冬道は路面状況が刻々と変化します。車間距離は十分にとり、不測の事態に備えましょう。状況を認識し、安全運転に努めましょう。



表彰状を手にした武井さん

村内2名の方が表彰されました  
武井正雄さん(字占冠)が交通安全表彰章を受賞されました。

また、猪股俊幸さん(字中央)が北海道交通安全協会会長表彰(30年以上の優良運転者)を受賞されました。  
過去10年以上事故が無い優良運転者として武井さんが、30年以上事故が無い優良運転者として猪股さんが、交通事故の防止と交通秩序の確立に貢献されたとして、それぞれ表彰されました。



表彰状を手にした猪股さん

受賞されたお二方は、他の運転手の模範として安全運転の推進に大いに貢献いただきました。このたびの受賞、誠にありがとうございます。

## 交通安全 SAFTY DRIVE